

第2章 申請に対する標準処理期間

1 意義

行政手続法第6条及び萩市行政手続条例(平成17年3月6日条例第23号)第6条の規定による申請に対する標準処理期間の定めは、行政手続法に関する処分基準(平成6年10月1日萩市消防本部定め)によるものとする。

2 申請に対する標準処理期間

申請に対する標準処理期間の基準は、次のとおりとする。

	申請項目	標準処理期間	標準処理期間の設定
1	危険物の仮貯蔵・仮取扱の承認	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、危険物仮貯蔵・仮取扱承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
2	危険物施設の設置の許可	21日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、許可書交付日までとする。 ただし、KHKへの審査委託期間は含まない。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
	危険物施設の変更の許可	14日	
3	危険物施設の完成検査	5日	<ul style="list-style-type: none"> 検査完了日の翌日から起算し、完成検査済証交付日までとする。 休日等の期間は含まない。
4	仮使用の承認	14日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、仮使用承認日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
5	危険物施設の完成検査前検査	5日	<ul style="list-style-type: none"> 検査完了日の翌日から起算し、通知(水張検査又は水圧検査にあっては、タンク検査済証の交付)する日までとする。 ただし、KHKへの審査委託期間は含まない。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
6	予防規程の認可、変更認可	15日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、認可書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
7	定期保安検査 臨時保安検査	5日	<ul style="list-style-type: none"> 検査完了日の翌日から起算し、保安検査済証交付日までとする。 ただし、KHKへの審査委託期間は含まない。 当該施設に変更工事があるときの保安検査済証交付日は、完成検査済証交付日と同一とする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
8	完成検査済証の再交付	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、完成検査済証再交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
9	保安検査時期の変更	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、保安検査時期変更承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。

※1 標準処理期間は、民法第140条の規定による。

2 完成検査及び完成検査前検査は、検査日から起算する。(萩危訓令第4条第3項)

3 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。